

2026年度 益田市 ごみ収集カレンダー

益田市LINE公式アカウントのトーク画面のメニューから「ごみ分別検索」いつでも簡単にアクセスできます。

収集日の朝8時30分までに【分別ルールを守り】・【指定の場所】に出しましょう！

指定袋で出すもの

燃やせるごみ

生ごみ・木くず・紙くず・衣類・紙オムツ・貝殻・使い捨てカイロ・ストッキング等
※汚れていない包装紙・紙袋などは古紙類(雑紙)として回収できます。

容器包装プラスチック

プラスチック製の容器(洗剤やシャンプー・食用油の容器等)・ビニール袋(お菓子の袋やレジ袋等) 食品トレイ 果物などの保護ネット

※容器として使われていた物は、中をゆすぎ水を切って出してください。

埋め立てるごみ

陶磁器類・ガラス製品・ゴム製品・プラスチック製品(容器包装プラスチック以外)・パケツ・おもちゃ・長靴等

指定袋に入らないごみは処理券を1枚貼って出してください。

指定袋に入らない埋め立てるごみの出し方

(縦・横・高さ合計が2m以内)

※処理券は見やすいところに貼ってください。
※衣装ケースや蛍光灯等は処理券1枚で束ね出すことができます。
※処理券は指定ごみ袋取扱店で販売しています。

※ケースの中には何も入れないでください。

資源(指定袋はありませぬ)

飲料用類

ジュース・ビール等の飲料用のカン

※缶詰の罐は金属類

ビン類

飲料用・食用のビン

※油・化粧品・耐熱ガラス等のビンは埋め立てるごみへ

古紙類

新聞紙・チラシ 雑誌類・雑紙(紙箱・包装紙)ダンボール

※紙箱・包装紙も雑紙として回収できます。

ペットボトル

飲料用 酒・しょうゆ トレッシング等

※キャップとラベルを取ります。

紙パック

牛乳・ジュース等の飲料用

※内側が銀色のものは燃やせるごみ

指定袋はありませぬ

家電製品類

電気式・充電式電池式の電気製品

※家電リサイクル法に基づき処理してください。(市では処理できません)

金属類

飲料用のカン類以外の金属製品・刃物類

※錆びた金属類も出すことができます。

発泡スチロール類

発泡スチロール製の箱・緩衝材

※商品の緩衝材として使われていた物は、そのまま束ねて出してください。
※土などを入れて使われていた物は、土を取り除き束ねて出してください。(きれいなものと分けること)

木製家具

不要となった木製家具は、無料で回収します。木製家具は解体していない状態で出してください。

タンス 鏡台 応接セット 学習机

①事前に(株)益田市総合サービス(24-0880)へ申し込みが必要です。
②指定日に家具を1階の屋外に出してください。
③再生可能な家具は再利用します。
※作業員は家具の持ち出し等屋内に入ることができません。

在宅医療系廃棄物

在宅医療系廃棄物はビニール袋や新聞紙などで包んで燃やせるごみとして出してください。なお、注射針や血液が付着しているものについては、医療機関等へ返却ください。

市で収集・処理できないごみ

専門の処理業者で処分をお願いします。

消火器 スプリングベッド バッテリー タイヤ

充電式電池

ボタン電池等 市役所・分庁舎にて回収しています。

廃食用油

植物性の油

詳しくは「ごみの分別大図鑑」を参考にしてください。

益田地区

染羽・堀川・上市・城山・住吉・水源地・山根・古川・折戸・本町・本町一丁目・清水・幸町・徳原・稲積・大下市・土井・昭和・三宅・旭町・東町・片山・青葉台・山ノ平・門前・春日・沖田・旭ヶ丘

年	日	月	火	水	木	金	土
2026年4月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
2026年5月	29	30	31	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
2026年6月	26	27	28	29	30	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
2026年7月	24	25	26	27	28	29	30
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
2026年8月	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
2026年9月	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
2026年10月	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
2026年11月	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
2026年12月	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
	2	3	4	5	6	7	8
2027年1月	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
2027年2月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2
2027年3月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30

ステーション収集困難物

指定袋に入らない布団類(掛敷・こたつ・座布団)、毛布、カーペット類(電気式を含む)、畳、よしず、すだれに限りません。

※各品目1品あたり、処理券2枚(122円)が必要です。
※受付期間内に環境衛生課(31-0232)へ申し込んでください。自宅まで収集に伺います。
※処理券は指定ごみ袋取扱店で販売しています。

処理券には氏名を必ず記入して見やすいところに貼ってください。

ごみ関連処理施設(直接搬入について)

施設名	月～金	受付時間
益田地区広域クリーンセンター	多田町1082番地7 ☎31-4153	9:00～12:00 13:00～16:30
益田市リサイクルプラザ	下波田町490番地 ☎26-0558	9:00～12:00 13:00～16:30

※12/31～1/3はお休みです。 ※12/29～1/3はお休みです。

対象品目	納付方法
①布団・毛布類 ②カーペット類 ③カーテン ④畳 ⑤庭木・木屑・よしず ⑥草 ⑦建具・すのこ・ラティス ※建具は必ず、障子、厚さ3cm程度までの木製ドアとします。(ガラス部分の金属は取り除いてください)。 ※庭木・木屑は長さ1m、直径10cmまでとします。 ※よしず・すのこ・ラティスは自然素材に限りません。金具は取り除いてください。	従量制(60円/10kg) ※受付にて計量票の発行後、現金でお支払いください。 (搬入後、受付にて搬入受付票を記入していただきます) 対象品目①～⑦以外の「燃やせるごみ」は中身が見える袋に入れて搬入してください。 ※指定袋での搬入は無料です。
対象品目	納付方法
①容器包装プラスチック(指定袋で搬入) ②埋め立てるごみ(指定袋または処理券を使用して搬入) ③木製家具(無料)	①、②を搬入する際、指定袋で搬入した場合は、指定袋のみとなります。 ②を搬入する際、指定袋を使用しない場合は、ごみの重さに対して処理券(61円/10kg)で納付するか直接支払ってください。 (処理券は指定袋販売店で購入できます。)

お問い合わせ先 益田市環境衛生課 ☎31-0232 FAX 31-1139

※指定袋で出さないものについては、透明または半透明の袋に入れて出してください。